

## 逗子市財政再建検討会議要綱

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、逗子市の財政再建に当たり、今後取り組むべき事項等について、市長が知識経験を有する者等と直接意見を交換することを目的に逗子市財政再建検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### （検討事項）

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を意見交換する。

- (1) 市の財政再建に資する取組
- (2) その他財政再建に関し市長が必要があると認めた事項

### （会議の出席者）

第 3 条 検討会議の出席者は、次に掲げる者とする。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 副市長及び市職員のうち市長が指名する者
- (3) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会議への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めることができる。

### （座長）

第 4 条 検討会議に座長を置き、市長が指名する。

- 2 座長は、検討会議の進行、調整等を行う。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、市長は臨時の座長を指名する。

### （協力の要請）

第 5 条 座長は、必要があると認めるときは、出席者以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### （庶務）

第 6 条 検討会議の庶務は、企画課において処理する。

### （委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。